

ぎあんこう
議案甲第1号

児童生徒による情報^{たんまつ}端末の適正利用について定める条例

(目的)

第1条 この条例は、児童生徒に対し、インターネット及び
情報^{たんまつ}端末の利用について正しい知識を身につけさせると
ともに、情報^{たんまつ}端末の利用時間を適正に管理することにより、
個人情報の^{りゅうしゅつ}流出やインターネット上でのトラブル及び
スマホ^{いぞん}依存などによる健康被害から守ることを目的とす
る。

(定義) ※この条例に出てくる言葉の説明

第2条 この条例において、言葉の意味は、次のとおりとす
る。

- (1) 情報^{たんまつ}端末 パソコン、タブレット^{たんまつ}端末、スマートフ
ォンなどの情報機器
- (2) スマホ^{いぞん}依存 常にスマートフォンを持ち、使用して
いないと不安になる状態のこと

(3) フィルタリングサービス ^{ゆうがい いほう} 有害・違法な情報から守るサービス

(4) 情報リテラシー教育 必要な情報を集め、整理・活用する能力を教えること

(5) ^{エヌエヌエス ツイッター ライン ユーチューブ ティックトック} SNS Twitter、LINE、YouTube、TikTokなどのソーシャルネットワーキングサービス

(6) 児童生徒 市内の義務教育学校に通う児童生徒

(市の^{せきむ}責務) ※市が守らなければならないこと

第3条 市長は、児童生徒による情報^{たんまつ}端末の適切な利用に関する市民の理解を深めるため、啓発^{けいはつ}その他の施策^{しさく}の推進^{すいしん}に努める。

(学校の^{せきむ}責務) ※学校で先生が守らなければならないこと

第4条 学校は、児童生徒に対し、規則正しい生活習慣の^{じゅうようせい}重要性を理解させ、心身の健全な育成^{いくせい}を促すために必要な指導を行うものとする。

2 学校は、児童生徒が、インターネットおよび情報^{たんまつ}端末の

利用について正しい知識を身に着けるために必要な情報
リテラシー教育を行うものとする。

- 3 学校長は、保護者と^{れんけい}連携し、必要な情報共有を行う。

(保護者の^{せきむ}責務) ※保護者が守らなければならないこと

第5条 保護者は、条例の目的を十分理解し、児童生徒がこ
の条例を守るよう、家庭でのルールを話し合うものとする。

- 2 保護者は、児童生徒が使用する情報^{たんまつ}端末にフィルタリン
グサービスを導入し、有害・違法^{ゆうがい いほう}な情報から児童生徒を守
るとともに、適正な利用時間が守られるように努めなけれ
ばならない。

- 3 保護者は、児童生徒がインターネット上でのトラブル、
スマホ依存^{いぞん}に^{おちい}陥る可能性があると感じた場合は、速^{すみ}やか
に学校に連絡し、情報の共有に努めなければならない。

- 4 保護者は、児童生徒が、第6条に定めるルールを守らな
かった場合は、保護者の責任において一定期間の使用を認
めないなど、適切な対応に努めるものとする。

(情報^{たんまつ}端末の利用制限)

第6条 児童生徒による情報^{たんまつ}端末の夜間の利用は、次の時間までとする。これ以降の夜間の時間は、保護者のもとで適正に情報^{たんまつ}端末を管理しなければならない。

(1) 1年生から4年生の場合 20時まで

(2) 5年生から7年生の場合 21時まで

(3) 8年生及び9年生の場合 22時まで

2 児童生徒が情報^{たんまつ}端末を長時間利用する場合は、1回当たり50分まで、1日当たり3時間までとする。

3 児童生徒は、情報^{たんまつ}端末を利用して、自分や他の人の情報をインターネットやSNSに^{とうこう}投稿してはならない。どうしても必要なときは、学校または保護者の^{きょか}許可を^え得なければならない。

4 児童生徒は、心当たりのないメールを開いたり、SNSなどで知らない相手に連絡してはならない。

附 則 ^ふ ^{そく} ※他に必要なきまりごと。いつから始めるかなど。

この条例は、令和4年9月1日から施行する。